

レンタサイクル利用規約

一般社団法人加東市観光協会（以下「当協会」といいます）が運営するレンタサイクル（以下「本サービス」といいます）の利用について、以下の通り利用規約（以下「本規約」といいます）を定めます。本サービスを利用される方（以下「利用者」といいます）は、本規約に同意の上、お申し込みください。

第1条（利用資格）

1. 本サービスの利用は、スポーツバイクの特性上、中学生以上の方に限ります。
2. 18歳未満の方が利用される場合は、保護者または18歳以上の責任ある同伴者の同行を必須とします。
3. 利用申込時に、運転免許証、パスポート、学生証などの本人確認書類の提示が必要です。
4. 対象年齢であっても、適応する自転車のサイズがない場合、または安全な乗車が困難と当協会が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

第2条（利用時間・料金）

1. 貸出時間は 9:00～16:30 です。
2. 利用期間は当日限りとし、日をまたぐ貸出は行いません。
3. 利用料金は以下の通りです（いずれも税別）。
 - ロードバイク：1日 3,000円
 - クロスバイク：1日 2,000円
 - E-BIKE（電動アシスト自転車）：1日 3,500円

第3条（利用範囲）

本サービスの利用範囲（走行可能エリア）は、加東市および周辺市町（三木市・小野市・加西市・西脇市・多可町）に限ります。

第4条（返却・遅延・回収）

1. 利用者は、貸出当日の16:30までに所定の場所に自転車を返却しなければなりません。
2. 連絡なく返却時間を超過した場合、延滞料金として1,000円を申し受けます。
3. 所定の場所以外での乗り捨て（返却）はできません。万一、乗り捨てられた場合や、利用者の事情により回収が必要となった場合は、自転車の移送および回収に要した費用を実費請求させていただく場合があります。

第5条（禁止行為）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

1. 飲酒運転、無謀な運転、その他交通法規に違反する行為
2. ヘルメットを着用しないでの走行
3. 舗装路以外（オフロード、砂利道等）での走行
4. 許可のない自転車レース、サイクリングイベント等への参加
5. 歩行者や他の車両の通行障害となる場所、および駐輪禁止区域での駐輪
6. 自転車および備品の改造、分解など、現状を変更する行為
7. パンクなど自転車の異常を認めたまま運転を継続する行為
8. 申込者以外の第三者に自転車を使用させること（又貸し）
9. 運転中の携帯電話・スマートフォンの操作、傘さし運転等の「ながら運転」

第6条（交通ルールの遵守と違反処理）

1. 自転車は道路交通法上の軽車両です。利用者は法令を遵守し、安全運転に努めてください。
2. 利用中の交通違反により反則金（青切符等の行政処分を含む）・罰金等が課された場合、利用者が全責任を負い、これを直ちに納付するものとします。
3. 違法駐輪等により自転車が撤去された場合、返還にかかる諸費用は利用者の負担とします。

第7条（事故・故障・盗難・紛失）

1. 事故対応
利用中に事故が発生した場合は、直ちに負傷者の救護措置と警察への通報を行い、その後速やかに当協会へ連絡してください。
2. 故障・損傷
貸出中に自転車の故障または損傷が発生した場合は、速やかに当協会へ連絡してください。利用者の過失（禁止行為、不適切な使用、鍵のかけ忘れ等）に起因する故障・損傷については、修理代金または車両交換に要する費用を実費請求させていただきます。
3. 盗難・紛失
利用者の管理不十分（施錠忘れ等）により自転車が盗難または紛失した場合は、車両代金相当額の実費を請求させていただきます。
4. 免責事項
本サービスの利用中に発生した事故（対人・対物・自損を含む）、盗難、紛失等により、利用者または第三者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いません。

第8条（保険・補償）

1. 貸出自転車には、TSマーク付帯保険が適用されます。補償内容は以下の通りです（赤色TSマークの場合）。
 - 賠償責任補償（第三者への賠償）：限度額 1億円（死亡・重度後遺障害1～7級）
 - 傷害補償（利用者の怪我）：一律 100万円（死亡・重度後遺障害1～4級）／一律 10万円（入院15日以上）
 - 被害者見舞金（第三者の怪我）：一律 10万円（入院15日以上）
2. 上記補償限度額を超える損害、および保険適用外の損害については、すべて利用者の自己負担となります。

第9条（貸出の拒絶・契約の解除）

当協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合、自転車の貸出を拒絶、または貸出契約を直ちに解除し、自転車の返還を求めることができるものとします。

1. 申込者が本規約に違反したとき、または違反する恐れがあると認められるとき。
2. 利用者の技能や体力に対し、走行計画（距離・コース等）が著しく不適当であり、危険と判断されるとき。
3. 貸出期間中に悪天候（暴風雨、降雪、猛暑、寒波による低温等）により、安全な利用が困難であると予測されるとき。
4. その他、当協会が貸出を適当でないと認めたとき。

お問い合わせ・連絡先

一般社団法人加東市観光協会

〒679-0221 兵庫県加東市河高4028 電話：0795-48-0995